令和２年７月１日
国　　税　　庁

「令和２年中に相続等により取得した原子力発電所周辺の避難指示区域内に存する土地等の評価について」の法令解釈通達（案）に対する意見募集の結果について

「令和２年中に相続等により取得した原子力発電所周辺の避難指示区域内に存する土地等の評価について」の法令解釈通達（案）については、令和２年４月 13 日から令和２年５月 12 日までホームページ等を通じて意見募集を行ったところ、１通の御意見をいただきました。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。

１　御意見の提出状況

| | |
|---|---|
| ○　インターネットによるもの | １通 |
| ○　ＦＡＸによるもの | ０通 |
| ○　郵便等によるもの | ０通 |
| 合　　計 | １通 |

２　御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方
（別紙参照）

（別紙）

| 番号 | 御　意　見　の　概　要 | 御意見に対する国税庁の考え方 |
| --- | --- | --- |
| 1 | 避難指示区域内の土地等の評価について、「別紙１通達（案）の概要」では「その価額を「０」として差し支えない」と記載されている。一方、「別紙２法令解釈通達（案）」では「価額については評価しない」と記載されている。<br>「０」と「評価しない」とは、意味が異なると思われることから、いずれか一方に統一した方がよいのではないか。 | 「法令解釈通達（案）」においては、財産評価基本通達の他の表現と平仄を併せる必要があるため、「価額については評価しない」としていますが、「通達（案）の概要」においては、国民の皆様にその意味をより分かりやすくお示しするために、「その価額を「０」として差し支えない」と記載しています。 |